平成30年度健康寿命延伸産業創出推進事業 (地域の実情に応じたビジネスモデル確立支援事業)

公 募 要 領

平成30年6月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

目 次

Ι.	背景と目的	1
1.	. 背景	1
2	. 目的	2
3	. 実施体制	2
Ι.	事業の内容	3
1	. 事業内容	3
2	. 実施主体	6
3.	. 審査項目	6
4	補助率・補助額および採択件数	7
5.	. 実施期間	8
6	. 応募から事業終了までの主な流れ	8
ш.	応募資格	9
1.	. コンソーシアムの定義	9
	. コンソーシアムの構成要件	
3.	. コンソーシアムの構成員に関する資格要件	9
	. その他の留意事項	
IV.	応募手続き	14
1.	· 応募者	14
	・受付期間、応募書類の提出先	
	. 公募説明会の開催	
	審査の方法	
VI.	採択後の留意点と補助金の交付	19
	· 採択後の留意点	
	. 補助金交付申請・補助金の支払い	
	. 補助金の内容	
5.		
	・ 採択コンソーシアム等の義務	23
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
(別	川添)資料1 応募書類作成にあたっての留意点	
,,,,	資料2 審查項目一覧	
	資料3 交付規程(案)	
	様式1 公募申請書	
	様式2 提案書	
	様式3 事業収支計画書	

様式4 積算内訳 様式5 申請受理票

I. 背景と目的

1. 背景

経済産業省では、国民の誰もが人生を最期まで幸せに生ききることができる「生涯現役社会」を 構築するため、健康経営を推進するとともに、健康増進や社会参加を支えるヘルスケア産業育成に 取り組んでいます。

ヘルスケア産業が地域包括ケアシステムの実現に向けて貢献していくためには、自治体や地域の 医療・介護関係者等との連携が必要です。全国各地で設立されている地域版次世代ヘルスケア産業 協議会(以下「地域版協議会」という。)を軸としてこうした連携が進みつつありますが、更なる信 頼関係の構築を図ることが重要です。また、「最期まで自分らしく」生ききるための多様なニーズに 応じた「生涯現役」を前提とした経済社会システムの再構築が求められています。

こうした状況を踏まえ、経済産業省が事務局を担う次世代へルスケア産業協議会では、生涯現役社会の実現に向けた環境整備について、①健康な製品・サービスの普及や、職域・まちづくり・コミュニティ等の環境の変容による健康インフラづくり(一次予防)、②地域における介護予防・重症化予防に資するサービスづくりと他地域への横展開(二次・三次予防)、③これら予防に加えて、人生の最終段階におけるQOLを支えるサービスのあり方等に関して「アクションプラン 2018」を取りまとめています。

応募の際は、次世代ヘルスケア産業協議会で取りまとめたアクションプラン 2018 及び昨年度事業の報告書を参照ください。

<参考>

・生涯現役社会の構築に向けた「アクションプラン 2018」

http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/shoujo/jisedai healthcare/pdf/report 05 01.pdf

· 平成 29 年度健康寿命延伸産業創出推進事業 報告書

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/H29_houkokusyo1_t iiki_honpen.pdf

2. 目的

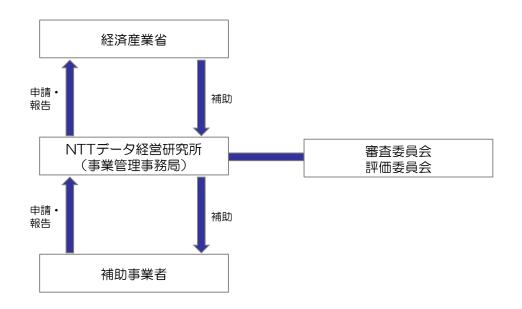
上記の背景を踏まえ、株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所(以下「NTT データ経営研究所」という。)は、地域の実情に応じたビジネスモデル確立に向けた実証事業(以下「補助事業」という。)を実施する事業者(以下「補助事業者」という。)の費用を補助することによって、補助事業を総合的にサポートし、生活習慣病予防や地域包括ケアシステムに関する取組と連携したビジネスモデルを構築することにより地域に根ざしたヘルスケア産業を創出することを目的としています。

3. 実施体制

NTTデータ経営研究所は、「平成30年度健康寿命延伸産業創出推進事業(地域の実情に応じたビジネスモデル確立支援事業)」について経済産業省の補助を受け、事業全体の管理支援業務を行い、採択されたコンソーシアム等に対する補助金交付など、補助事業全体の運営を統括します。

本事業の成果のとりまとめにあたっては、外部有識者等を委員とする委員会(以下「評価委員会」という。)の評価・助言を適宜受けます。また、採択されたコンソーシアム等に対しては適宜、事業進捗状況や経費支出状況の報告を求め、事業の実施状況等をタイムリーに把握し、事業に対する指導、助言を行います。

なお、事業の実施にあたっては事業管理事務局を設置します。



Ⅱ.事業の内容

1. 事業内容

本事業は、ヘルスケアサービスの振興のために、地域版次世代ヘルスケア産業協議会**や地域の関係者等を通じ、我が国及び地域の健康課題を踏まえ、生活習慣病やフレイル・認知症予防、地域包括ケアシステムの構築に寄与する事業を補助します。

募集する事業の具体的なテーマは以下のとおりです。事業内容によっては、複数のテーマに該当 しても差し支えありません。

【具体的なテーマ】

- i) 中小企業等における健康経営の取組に資するサービス
- ii) 認知症・フレイル等の予防に資するサービス
- iii) 高齢者の居場所と役割や仕事を創出し、介護予防や介護度の進行抑制に資するサービス
- iv) 高齢者本人やその家族が望む人生の最終段階における生活のサポート等に資するサービス
- v) その他、上記のテーマには該当しないものや、該当テーマを1つに限定することが難しいものであっても、健康寿命の延伸や地域包括ケアシステムの構築に資するものであって、社会的な 波及効果が期待されるサービス

また、大企業が代表団体である場合は、本事業により提供するサービスに関し、透明性・客観性・継続性の観点を踏まえた当該サービスに係る自主的な品質評価の検討・策定を計画している提案である場合は、加点の対象とします。

なお、当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)(以下「補助金適正化法」という。)」、及び本事業の「交付規程」をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

補助金を応募する際の注意点

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、経済産業省 として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただきます。併せて、経済産業省から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事 罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した 上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑤ 経済産業省から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助金で取得、または効用の増加した財産(取得財産等)を当該資産の処分制限期間内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること)しようとする時は、事前に処分内容等について経済産業大臣の承認を受けなければなりません。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

また、事業の実施に当たっては以下の点にご留意ください。

- (ア)補助事業を進めるにあたり、評価委員会への参加、NTTデータ経営研究所からの要請に基づいた事業の実施状況報告、及び事業の持続可能性の検証・検討の作業等に対応すること。
- (イ)補助事業の遂行及び収支の状況について、NTTデータ経営研究所から要請があったときは 速やかに状況報告書を提出すること。
- (ウ)経済産業省、NTTデータ経営研究所、評価委員会からの事業内容の指導・調整・助言に適 宜対応すること。

(※ 「地域版次世代ヘルスケア産業協議会(以下、地域版協議会という。)」とは)

地域のヘルスケア関係者(自治体、医療・介護機関/関連団体、大学、金融機関、民間事業者など)が連携し、①地域発の新しいヘルスケアサービスの創出や②地域のヘルスケアサービスの振興による地域包括ケアシステムの補完、③地域内外のヘルスケア事業者に実証フィールドを提供し、併せて地域住民がその効果を享受することができる体制の整備などを目的として、都道府県や基礎自治体を中心に設置するもの。本協議会を通じて、ヘルスケアサービス(地域包括ケアシステムとの連携や地域資源・地域人材を活用したビジネスなど)を持続的に創出・活用するための仕組みを構築することが期待される。

【参考:地域版協議会について】

地域版協議会は、原則として、次の要件を満たしていること。

- 1. 自治体の複数の関連部局(例:商工労働部局と健康福祉部局等)が参加していること
- 2. ヘルスケア事業者、医療・介護関係者、大学、金融機関等の関係者が参加していること
- 3. 地域版協議会の規約や運営要項等に、幅広いヘルスケア産業の創出等に向けた取組を 実施する旨の内容が明記されていること
- 4. 一定の公共性を有していること (特定の企業や団体等の利益追求ではなく、地域課題 の解決やヘルスケア産業の育成に寄与することを目的としていること)
- ※ 地域版協議会設置に際しては、各地方経済産業局に相談して下さい。

2. 実施主体

実施主体は、原則として地域版協議会との連携ができている事業者であることとします。実施主体はコンソーシアム体制 (「コンソーシアム」の定義は「Ⅲ. 応募資格」において記載します。) もしくは、単独事業者とします。

また、補助事業終了後、事業により得られた成果を効果的かつ効率的に活用できる機能等があり、自立的に事業を継続する計画を有する企業等であることを求めます。

なお、コンソーシアムの代表団体又は単独事業者が健康経営銘柄2018、健康経営優良法人2018の認定を受けている場合は加点の対象とします。

3. 審查項目

補助事業の審査については、以下の視点を基本に審査します。

●事業目的について

- 目的・目標が明確で妥当なものであるか。
- ・ 地域版協議会や地域の関係者等を通じて、地域や職域における健康寿命延伸や地域包括ケアシステム構築に向けた現状と問題点を具体的に把握しているか。
- 医療・介護分野の関係者との協議を踏まえた事業案となっているか。
- ・提案する事業によって社会課題の解決や産業創出に資する波及効果が期待できるか。
- ●事業目的を達成するための事業設計について
 - ・ 事業骨子の論理展開は適切か。
 - ・ 現状の仕組みや環境ではなぜ問題を解決できないのかを掘り下げて分析した上で、適切な解決策が提案されているか。
 - ・目的・目標を達成するための具体的な方法・スケジュールが計画されているか。
 - ・ 目的・目標の達成度合いを検証・評価する具体的かつ妥当な方法が計画されているか。
 - ・健康無関心層やこれまで捕捉できていなかった者の行動を変えられる可能性がある か。
 - ・ 実施体制及び事業費は妥当か。
- ●自走化可能性について
 - 事業の市場性・将来性があるか。
 - ・ 提案する事業が持続可能なものであるか(事業主体者が明確であり、継続的な資金調達または早期の自走化が可能であるか)
 - ・ ビジネス構築・展開における事業主体者の強みや過去の蓄積、資産が活かされている か。
 - ・ サービス利用者が継続して利用を続けられる付加価値や仕組みがあるか。
 - ビジネスモデルにおける費用負担者、課金方法が現実的であるか。
 - ・ 価値提供にあたり効果的または効率的な資源の調達先や調達方法が検討されている

か。

- ・ 将来の顧客候補(事業者、住民など)を事業に巻き込み、協働する体制や方法が示されているか。
- 事業そのものや事業の成果を広く展開することで他の地域にも展開可能か。
- 事業に対する事業主体者の熱意や意気込みを感じることができるか。

●その他(加点項目)

- ・ 大企業が代表団体である場合は、本補助事業により提供するサービスに関し、透明性・ 客観性・継続性の観点を踏まえた当該サービスに係る自主的な品質評価の検討・策定 を計画しているか。
- ・ 代表団体又は単独事業者が健康経営銘柄2018、健康経営優良法人2018の認定を受けているか。

4. 補助率・補助額および採択件数

【中小企業*1、公益法人等*2】

補助率:補助対象経費の三分の二以内とする。

補助額の上限 : 1件あたり上限2千万円程度(補助対象経費で3千万円程度)

【大企業】

補助率: 補助対象経費の二分の一以内とする。

補助額の上限 : 1件あたり上限1千5百万円程度(補助対象経費で3千万円程度)

【採択件数】 : 12件程度(中小企業9件程度、大企業3件程度)を予定

補助金額は、補助事業に要する経費から消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額した金額とします。また、具体的な金額および採択件数については、提案された事業内容と事業費を精査の上、最終決定しますので、実際の応募状況・事業内容によっては、金額及び件数には変動がありえます。

※1 中小企業とは、中小企業基本法第2条(中小企業者の範囲及び用語の定義)を準用し、以下に定める「主たる事業として営んでいる業種」によりAまたはBのいずれかの基準を満たす法人です。

主たる事業として営んでい	A	В
る業種 ※ a	資本金基準 ※ b	従業員基準 ※C
製造業、建設業、運輸業、そ	3億円以下	300人以下
の他の業種 (下記以外)		
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

- ※a 対象となる業種は中小企業基本法第2条の定義に基づき、政令に定める業種の定義を追加 しています。業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。
- ※b 「資本の額又は出資の総額」を言います。
- ※c 「常時使用する従業員の数」を言い、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は 含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。 ただし、大企業に該当する親会社の連結決算ベースでの持分比率が100%の子会社又は
- ※2 公益法人等とは、民法第34条の規定に基づいて設立される社団法人及び財団法人に加え、 学校法人、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人及び技術研究組合、国公立大学法 人、公立大学、独立行政法人、国公立研究機関等。

5. 実施期間

補助事業者が実施する事業の実施期間は、単年度であり、補助金交付決定日から平成31年3月22日までとします。

6. 応募から事業終了までの主な流れ

応募から事業終了までの主な流れは、以下を予定しています。

平成30年6~7月 : 事業公募、審査、ヒアリング

孫会社については、みなし大企業として取扱います。

平成30年8月中 : 採択決定(交付申請、交付決定)、採択事業者キックオフ

平成30年10月頃 : 中間報告 平成31年3月 : 最終報告会 平成31年3月22日 : 事業完了

平成31年3月下旬: 実績報告書提出(事業に要した経費の報告)

確定検査、精算払請求書提出

※ 上記以外に経済産業省の主催するイベント等への参加を依頼する可能性があります。

Ⅲ. 応募資格

平成30年度健康寿命延伸産業創出推進事業(地域の実情に応じたビジネスモデル確立支援事業) に対するコンソーシアムによる応募に際しては、以下の1.~3. が応募資格となります。

単独事業者による応募に際しては、以下で示された3. (1) 代表団体の該当部分が応募資格となります。

1. コンソーシアムの定義

補助事業の「コンソーシアム」とは、複数の事業主体(医療・介護機関/関連団体、大学、金融機関、民間事業者等)が連携・協働する実施体制であり、コンソーシアムの代表者(以下「代表団体」という。)および代表団体と当該事業に係る契約等(ただし、印刷発注等の軽微な契約等は含まない)を結ぶ者(以下「参加団体」という。)の全体を指します。

2. コンソーシアムの構成要件

コンソーシアムは、以下の要件を満たす必要があります。

- ① コンソーシアムは、後述の「3. コンソーシアムの構成員に関する資格要件」に定義する代表団体および参加団体によって構成されるものとし、事業等に必要な知見やノウハウ等を有する者を含む必要があります。
- ② コンソーシアムは、ひとつの組織体として位置付けます。従って、NTTデータ経営研究所からの連絡、指示、問合せ等への対応は、コンソーシアム代表団体の担当責任者が担当し、その責任を持っていただきます。また、コンソーシアム代表団体の担当責任者は、自らの責任において当該対応内容についてコンソーシアム構成員と共有してください。
- ③ コンソーシアムには、総括事業代表者(プロジェクトリーダー)、副総括事業代表者(サブリーダー)、事務管理責任者を置く必要があります。

なお、これらの代表者・責任者には、実際に本プロジェクトの運営推進に携わる人を任命 してください。特に、総括事業代表者(プロジェクトリーダー)、副総括事業代表者(サブ リーダー)は、審査時のヒアリング、採択決定後の経済産業省やNTTデータ経営研究所のヒ アリング等には必ずどちらかの出席を求めます。

3. コンソーシアムの構成員に関する資格要件

(1) 代表団体

代表団体は、自ら事業を実施するとともに、当該事業の運営管理、参加団体相互の調整、知的所 有権を含む財産管理等の事業管理等を行う母体としての組織です。

したがって、代表団体は、以下の要件を満たすことが必要です。

なお、事業実施期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合、交付の決定の全部もしく は一部を取り消し、または変更することがありますので留意してください。

(資格要件)

- (i) 日本国内に拠点を有していること。
- (ii) 当該事業期間中及び当該事業終了後における事業の実施主体であること。
- (iii) 法人格を有する民間事業者又は団体であり、地方公共団体や、法人格を有しない任意団体等(ただし、有限責任事業組合(LLP)を除く)ではないこと。
- (iv) 代表団体としての業務を遂行するに十分な管理能力があり、そのための人員等の体制が整備されていること(複数名の業務従事者を配置できること)。
- (v) 交付申請を行うにあたり、代表団体および参加団体分の交付申請関連書類(後述の「VI. 採択後の留意点と補助金交付」の「2. 補助金交付申請・補助金の支払い」参照)を交付申請申までにNTTデータ経営研究所に提出できること。
- (vi) 交付決定後の<u>コンソーシアムの経理実務(参加団体への委託金額に係る確定検査の実施を</u> 含む)について、責任を持って管理できること。
- (vii) 当該事業を実施できる財政的健全性を有していること。
- (viii) 総括事業代表者 (プロジェクトリーダー)、事務管理責任者を代表団体から選出すること。
- (ix) 補助金の交付は事業終了後となるので、事業実施期間中に発生する経費(参加団体への委託費の支払いを含む)を補助金の受領前に立替払いすることが可能であること。

(2) 参加団体

参加団体は、コンソーシアム構成員として、代表団体の管理下において、補助事業等の一部を実施します。また、代表団体との委託契約における受託者として、契約責任を有します。

参加団体は、以下の要件を満たすことが必要です。なお、事業実施期間の途中でも、以下の要件 を満たさなくなった場合、代表団体に対して委託契約の取り消しを要請することがありますので留 意してください。

(資格要件)

- (i) 代表団体との委託契約を締結できること。
- (ii) 当該事業に取り組む実施体制を有していること。

(3) 協力団体

コンソーシアム構成員としての参画や代表団体との委託契約締結はしないものの、フィールドの 提供や事業活動へのアドバイスなどにより、コンソーシアムを外部から支援する団体は、「協力団 体」として位置付けてください。

(留意事項)

事業の成果普及・定着の観点から、補助事業を実施する地域に関わる地方公共団体の参加・協力を推奨します。

代表団体は、当該事業への取組について、協力団体に対し事前説明を実施し、補助事業に対する 理解・協力等の意思表示を得ることを推奨します。

(4) 総括事業代表者(プロジェクトリーダー)・副総括事業代表者(サブリーダー)

総括事業代表者は、補助事業の実施計画、実施および成果を管理する者で、代表団体に所属する者とします。

副総括事業代表者は、総括事業代表者を補佐し、必要に応じて、その代理を務める者で、代表団体または参加団体に所属する者とし、総括事業代表者不在時の連絡窓口等を担うこととします。

総括事業代表者および副総括事業代表者は、以下の要件を満たすことが必要です。なお、事業実施期間の途中であっても、以下の要件を満たさなくなった場合は、交代を求めるなど必要な措置を要請することがあります。

(資格要件)

- (i) 当該事業に関して高い見識と管理能力を有し、実施計画の企画立案とその実施等について 管理を行うことができる能力を有していること。
- (ii) 当該事業のために必要かつ十分な時間が確保できること。
- (iii) NTTデータ経営研究所からの連絡、指示、問合せ等に対して、速やかに自ら対応、回答できること。
- (iv) コンソーシアム構成員に対して、NTTデータ経営研究所からの連絡事項を周知徹底できること。

また、総括事業代表者および副総括事業代表者は、必ずどちらかが審査時のヒアリング、採択決定後の経済産業省やNTTデータ経営研究所のヒアリング等に出席することを求めます。

(5) 事務管理責任者

事務管理責任者は、補助事業等の補助金交付の申請、経費管理および手続きを管理する者で、代表団体に所属する者とします。

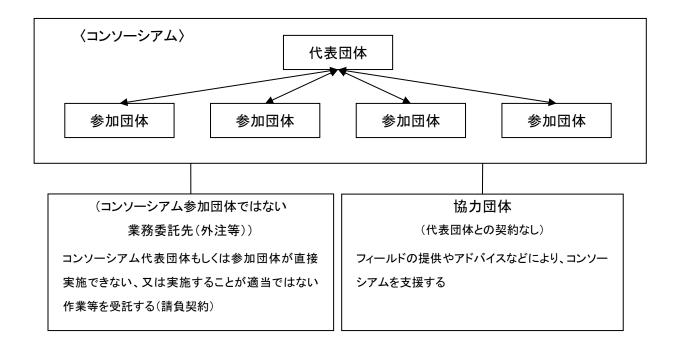
事務管理責任者は、以下の要件を満たすことが必要です。なお、事業実施期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合は、交代を求めるなど必要な措置を要請することがあります。

(資格要件)

(i) 当該事業に関して高い管理能力を有し、実施事業の経理を含めた事務管理を行うことができる能力を有していること。

- (ii) 当該事業のために必要かつ十分な時間が確保できること。
- (iii) NTTデータ経営研究所からの連絡、指示、問合せ等に対して速やかに自ら対応、回答できること。

代表団体、参加団体、協力団体の関係



4. その他の留意事項

(1) 重複応募・重複事業参画について

同一の事業内容で、既に経済産業省又は他省庁等の平成30年度の補助事業等による採択を受けている場合、又は採択が決定している場合は応募できません。

また、経済産業省又は他省庁等に係る類似性の高い事業を実施中又は予定している場合について、 提案事業との役割分担や仕分けが応募書類に明確に記載されていない場合は、採択の対象から除外 します。

なお、交付決定の通知後に判明した場合には、交付決定を取り消すことがあります。

また、同一者が代表団体として複数件申請することはできません。同一者が参加団体として複数の事業に参画することは差し支えありませんが、その場合には個々の補助事業等の実施に支障が出ないように留意してください。

(2) 不適正経理に伴う応募資格の停止

コンソーシアムの代表団体、および参加団体が、経済産業省所管補助金交付等の停止および契約に係る指名停止等措置要領(平成15・01・29会課第1号)別表第一号又は第二各号第一欄に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、応募できません。

(3) 情報管理及び秘密保持

補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用できません。

なお、情報のうち補助事業者その他の第三者の秘密情報(補助事業者が取得した研究成果、事業 関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されません。)については、機密保持のために必要な措 置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいできません。

IV. 応募手続き

1. 応募者

応募は、NTTデータ経営研究所に対し代表団体が行って下さい。また、応募に際しては、代表団体の長の押印が必要です。

2. 応募書類

応募にあたり提出の必要な書類および提出部数は、下記の通りです。

応募書類の様式は、NTTデータ経営研究所のウェブサイト

(http://www.keieiken.co.jp/kenkoujyumyou/) からダウンロードできますので、必ずご利用下さい。

また、「3. 受付期間、応募書類の提出先」も併せて確認の上、不備のないようにご応募ください。

応募書類

1		NI/	-	
1	≖	木	\Box	١
١.	=	+	·	•

① 公募申請書(様式1) <正本1部、副本

<正本1部、副本(写し)15部>

②提案書(様式2)

<正本1部、副本(写し)15部>

③事業収支計画書(様式3)

<正本1部、副本(写し) 15部> <正本1部、副本(写し) 15部>

④積算内訳(様式4)

<正本1部>

⑤申請受理票(様式5)

. . .

⑥代表団体の直近3年分の財務諸表(※)のコピー

<1部>

※新設事業者であって、財務諸表が過去3年分ない場合、直近から最大期間存在するもの の提出でよいものとします。

(電子媒体)

⑦上記①~⑥の各電子ファイル(Office 形式及びPDF 形式)を納めたCD1枚

※①~⑤は Office 形式及び PDF 形式の電子ファイルを収め、⑥は PDF 形式の電子ファイルのみを収める。

(その他)

⑦ 返信用封筒(長3形:A4版用紙が三つ折りで封入できるもの、82円切手貼付) <1枚>

(留意事項)

- 応募書類には、本公募要領指定の様式を必ず用いてください。
- ・ 正本1部は片面印刷で、ホチキス止めせず、クリップ止めにしてください。
- ・ 副本15部は両面印刷で、様式毎に左側2か所をホチキス止めにし、更に全様式をクリップ 止めにした上で、全て縦2穴で穴を空けてください。
- CDの表面には、代表団体名を明記してください。
- ・ CDに収録する各電子ファイルは、以下「電子ファイルのファイル名」に従ってファイル名 を付与してください。
- 返信用封筒には、返信先の住所・氏名を明記の上、返信用切手を貼付してください。

収録する電子ファイルのファイル名

	Office 形式	PDF 形式
① 公募申請書(様式1)	様式 1. docx	様式 1. pdf
① 提案書(様式2)	様式 2. pptx	様式 2. pdf
② 事業収支計算書 (様式3)	様式 3. pptx	様式 3. pdf
③ 積算内訳(様式4)	様式 4. xlsx	様式 4. pdf
④ 申請受理票(様式5)	様式 5. docx	様式 5. pdf
⑤ 代表団体の直近3年分の財務諸表		財務諸表-***. pdf

- ※上記ファイル名はファイル拡張子を含めたものです。(拡張子は Office2007 以降の場合を記載しています。Office2003 の場合は、例えば拡張子は「. docx」ではなく「. doc」となります。)
- ※上記ファイル名の数字、アルファベット、ハイフンは全て半角です。
- ※財務諸表のファイル名における「****」には、該当年度を入力してください。例えば 2017 年度の 財務諸表の場合、そのファイル名は「財務諸表-2017.pdf」としてください。

3. 受付期間、応募書類の提出先

応募書類の受付期間および提出先は下記の通りです。

受付期間:公募開始 平成30年 6月1日(金)

公募締切 平成30年 6月21日(木)12:00必着

提出先: 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-9 JA共済ビル10階

株式会社 NTTデータ経営研究所

「平成30年度健康寿命延伸産業創出推進事業

(地域の実情に応じたビジネスモデル確立支援事業)」公募係

(留意事項)

応募書類は、必要部数を一つの封筒等にまとめて提出してください。

- ・ 応募書類送付時の封筒の宛名面に「平成30年度健康寿命延伸産業創出推進事業(地域の実情に応じたビジネスモデル確立支援事業)」と明記し、応募する主なテーマ(例:i)中小企業等における健康経営の取組に資するサービス)を明記してください。
- ・ <u>応募書類は、郵送(宅配便、バイク便も可)のみによって受け付けます</u>。FAXおよび電子メール、持込みによる提出は受け付けません。
- 締切を経過して到着した申請は、いかなる理由があろうとも無効となります。
- 本公募要領に示された様式以外での応募は認められません。また、補足資料、パンフレット 等の様式以外の資料は受領いたしません。
- 応募書類に不備がある場合は、審査対象となりません。
- 応募後の書類等の変更、差し替えは認められません。
- ・ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また選定の正否を問わず、企画提案書の作成 費用及び審査委員会出席の旅費は支給されません。
- ・ 企画提案書に記載する内容については、事業の基本方針となります。なお採択後であって も、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、採択を取り消す ことがあります。
- ・ 提出された応募書類は事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。また、応募書 類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- 公募締め切り後、内容について確認等の連絡を行う場合があります。

4. 公募説明会の開催

補助事業の内容について以下のとおり説明会を実施いたします。なお、説明会への出欠は、審査 には一切関係ありません。

(開催概要)

日時: 平成30年6月7日(木) 受付13:30 開始14:00

場所: 経済産業省 別館1階 114各省庁共用会議室

定員: 60名

(留意事項)

・ 参加は事前申込み制とします。参加を希望される場合には、下記に記載の申込み方法に従い、 期限までにお申し込み願います。

- 申込みは1団体につき2名までとさせていただきます。
- 定員(60名)を超えた場合は、同日15:30から開催する2回目の説明会にご案内します。事務 局からの返信がない場合は、出席申込みが受け付けられたものとして、14:00からの説明会 にご参加ください。
- 公募要領等の資料は、当日配布いたしませんので、NTTデータ経営研究所のウェブサイト (http://www.keieiken.co.jp/kenkoujyumyou/) からダウンロード・印刷して必ずご持参ください。

(出席申込先および期限)

• 下記の宛先に、必要情報を記載の上、電子メールにてお申し込み願います。

※件名を「公募説明会申込み」としてください。

宛先: <u>2018healthcare@keieiken.co.jp</u>

必要情報: 出席者の氏名、所属(法人名・部署)、電話番号、電子メールアドレス

期限: 平成30年6月5日(火)17:00

V. 審査の方法

採択されるコンソーシアム等は、第三者の有識者等で構成される審査委員会において選定のうえ、 決定します。

(審査方法)

- 第三者による審査委員会において、書類をもとに提案内容の審査を行います。
- 必要に応じてヒアリングなどによる審査を行う場合があります。
 - o ヒアリングの対象となったコンソーシアム等については、NTTデータ経営研究所より 直接連絡いたします。
 - o ヒアリングでは、対面形式による質疑応答にて審査を実施します。
 - o ヒアリングでは、事業内容・事業規模・事業費等の変更の可能性をお尋ねすること もあります。
- 審査の結果は、NTTデータ経営研究所ウェブサイト上において公表するとともに、当該コン ソーシアム等にNTTデータ経営研究所より電子メールあるいは電話等にて通知いたします。

(留意事項)

- 審査委員、審査内容等は非公開です。審査結果に関する問い合わせには応じかねますのでご 了承ください。
- 申請書類に不備があるものについては、審査対象といたしませんので、ご留意ください。
- 審査の都合上、応募後に提案内容に関する追加資料の提出を求めることがあります。

<採択結果公表先>

NTTデータ経営研究所ウェブサイト

http://www.keieiken.co.jp/kenkoujyumyou/

VI. 採択後の留意点と補助金の交付

1. 採択後の留意点

本事業に採択された場合の留意点については、採択が決定した後、採択コンソーシアム等に説明 を行うものですが、あらかじめ次の点に留意ください。

- ・ 採択決定は、応募時に提案された全ての内容の実施、及び申請金額を保証するものではありません。審査委員会における評価・コメント等を踏まえ、交付申請書を作成していただき、 交付申請書に記載された内容を実施していただくこととなります。
- ・ 各採択コンソーシアム等は、事業実施期間中、NTTデータ経営研究所の求めに応じて、事業 の進捗や成果等の状況について報告を行います。また、NTTデータ経営研究所の指示に従い 会計等の管理を行うととともに、必要に応じ、NTTデータ経営研究所が進捗や成果等の状況 確認のために現地に赴く場合にご対応いただきます。
- 各採択コンソーシアム等は、事業の進捗や成果等の状況について、評価委員会で報告を行っていただく予定です。
- ・ 各採択コンソーシアム等は、実施した補助事業の概要および補助事業に要した経費を取りま とめた実績報告書を、事業実施期間終了後速やかに提出していただきます。
- 経費計上においては、補助金交付申請時および事業完了時に証拠書類を提出・提示していた だきます。

2. 補助金交付申請・補助金の支払い

- 採択コンソーシアム等の代表団体は、NTTデータ経営研究所に速やかに補助金の交付申請を 行うこととし、申請に必要な各種書類(詳細は採択決定後にお知らせします)をNTTデータ 経営研究所に提出していただきます。必要な書類が提出されない場合や、提出された書類に 不備がある場合には、交付決定ができず、そのため補助事業が開始できない場合もあります ので留意ください。また、提案書と交付決定通知における各補助対象経費の金額が一致しな い場合もあります。
- 補助金は、補助金交付申請書に定められた使途以外には交付されません。
- 補助金の支払いについては、事業期間終了後の確定検査を経た後に、全額、精算払いとなります。全ての支出には領収書等の厳格な証憑類が必要となります。また、支出額、支出内容が適切かどうかも確定検査時に厳格に審査され、これを満たさない場合は、当該補助金の支払いが行えないこととなります。
- ・ 交付決定通知後の経理実務については、代表団体が責任を持って管理していたただきます。 (特に参加団体と締結する委託契約の実施に関しては、経済産業省大臣官房会計課「補助事業事務処理マニュアル」(平成27年4月)と同等の経理処理が行われるように代表団体が責任を持って管理していただきます。) 当該マニュアルについては経済産業省ウェブサイト上の「事務処理マニュアル」のページからダウンロードできます。

経済産業省ウェブサイト

お知らせ>調達・予算執行>事務処理マニュアル

http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

3. 補助金の内容

- 代表団体は、人件費、事業費、委託費を計上できます。
- ・ 参加団体は、代表団体からの委託費の内訳として、自団体の人件費、事業費、委託費を計上できます。
- ・ 計上可能な経費項目は以下のとおりです。

計上可能な経費項目(案)

経費項目		項目	内容
Ι	人件費	人件費	事業に直接従事する者の作業時間に対する人件費
П	事業費	旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経
			費
			委員・講師等の招へい旅費、職員等の出張旅費
		会議費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等
			に要する経費(会場借料、機材借料及び茶菓代(お茶
			代)等)
		謝金	事業を行うために必要な謝金(会議・講演会・シンポジ
			ウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原
			稿の執筆・研究協力等に対する謝金等)
備品費		備品費	事業を行うために必要な物品(ただし、1年以上継続し
			て使用できるものの購入、製造に必要な経費)
(借料及び損料)		(借料及び損料)	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタル
			に要する経費
		消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さない
			もの(ただし、当該事業のみで使用されることが確認で
			きるもの) の購入に要する経費
		外注費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当
			でないものについて、他の事業者に外注するために必要
			な経費(請負契約)
		印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット等の印刷製
			本に関する費用

Ī		
	補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員(アルバイト等)の
		雇上に係る経費
	その他諸経費	事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区
		分にも属さないもの。原則として、当該事業のために使
		用されることが特定・確認できるもの。
		例)
		- 通信運搬費 (郵便料、運送代、通信・電話料等)
		- 光熱水料(電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究
		施設等について、専用のメータの検針により当該事業に
		使用した料金が算出できる場合)
		- 設備の修繕・保守費
		- 翻訳通訳、速記費用
		- 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
Ⅲ 委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについ	
	て、他の事業者に行わせるために必要な経費 (委任契約)	

4. 経費支出の注意

上記3. の経費について特に注意が必要なものは以下のとおりです。

(1) 人件費

- ・ 時間単価の算出は、経済産業省大臣官房会計課「補助事業事務処理マニュアル」(平成27年 4月)のP.10~14に記載されているいずれかの手法(実績単価計算、健保等級単価計算)によってください。
- 無報酬の役員や職員については、人件費は計上できません。
- ・ 他の法人等から受け入れている出向者については、自団体で負担している出向給与負担分の みを計上できます。
- 補助事業における役割が補助的業務(アルバイト等)である職員については、「補助員人件 費」に計上してください。

(2) 旅費

- ・ 社用車や職員の自家用車、常時借り受けているレンタカー等、補助事業での用途のみに限定 することが困難な自動車の使用に係る経費は、原則として計上できません。
- ・ 採択後のキックオフ、ならびに報告会(いずれも実施場所は東京都内を予定)にかかる計2 回の往復交通費を計上することができます。

(3) 謝金

・ コンソーシアム代表団体及び参加団体に所属する内部有識者への謝金支払いは原則として 認められません(所属団体において人件費として計上してください)。

(4) 消耗品費

- ・ 補助事業の用途のみで購入・使用されたことを事後に客観的に確認できるものに限り、計上 することができます。
- ・ 補助事業のみでの使用を特定することが困難な物品や、他用途への転用が容易な物品は、原 則として計上することができません。自社事業等との切り分けが困難な経費については、自 己負担としてください。(例:プリンターの用紙やインク、文具類、事務処理用のパソコン 等)

(5) 外注費

• 原則として、複数候補の価格比較(見積り合せ)による業者選定が必要です。

(6) その他諸経費

- 通信回線設置の初期費用等は計上できません。また、補助事業のために使用したことが特定できる経費のみ計上できます。
- ・ コンソーシアム代表団体及び参加団体に所属する内部有識者の著作物・書籍等の購入費用は 原則として認められません。

(7) 補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税及び地方消費税額(以下「消費税等」という。)が含まれている場合、「健康寿命延伸産業創出推進事業(地域の実情に応じたビジネスモデル確立支援事業)交付規程」に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることになります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後におこなった確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

<u>交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金</u>額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあっては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者

- ② 免税事業者である補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である補助事業者
- ④ 消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者

(参考URL: http://www.houko.com/00/01/S63/108.HTM)

5. 知的財産権の報告

補助事業を実施することにより特許権等の知的財産権が発生した場合、NTT データ経営研究所に報告してください。

6. 採択コンソーシアム等の義務

- (1) 採択コンソーシアム等は、補助事業の経費についての帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにし、補助事業の完了日の属する年度の終了後5年間、経済産業省もしくはNTTデータ経営研究所から要求があったときにいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- (2) 補助事業の実施状況調査等のために必要と認めるときは、NTTデータ経営研究所は採択コンソーシアム等に報告を求め、又はNTTデータ経営研究所が補助事業に関する帳簿等の調査を行います。採択コンソーシアム等はこの調査に協力しなければなりません。

VII. 問い合わせ先

本公募要領に関する問い合わせは、**電子メールにて**お願い致します。 なお、問い合わせ締切りは、平成30年6月18日(月)17:00といたします。

<問い合わせ先>

株式会社 NTTデータ経営研究所 平成30年度健康寿命延伸産業創出推進事業 (地域の実情に応じたビジネスモデル確立支援事業) 公募係

[E-mail] 2018healthcare@keieiken.co.jp

*応募、説明会申し込み、問い合わせにあたっての個人情報の取扱については、NTTデータ経営研究所のウェブサイトを参照ください。http://www.keieiken.co.jp/kenkoujyumyou/

以上